

大名の借金証文を読む

1 戸谷家文書について

総点数は 8,065 点で商家史料、俳諧、経営史料を含んでいる。商業・金融関係の史料が全体の 80%以上を占める。

戸谷家は享保年間（1716～35）に中山道本庄宿（本庄市）に居を構えた商家で、江戸時代中期から急成長し、江戸に家屋敷や店を持つ関東有数の商家であった。屋号は「中屋」で「中半」と略すこともあった。江戸には、宝暦 13 年（1763）に日本橋室町、文化 2 年（1805）に神田橋御門外三河町 1 丁目に出店を出した。

嶋屋吉兵衛は文化 2 年に伊奈友之助代官所の御用金掛屋に任命され、文政 2 年（1819）に新吹金引替御用、同 3 年に新吹銀引替御用、同 7 年には吹直二朱判の武蔵・上野・信濃三国における引替御用を命じられた。

戸谷家の当主は、災害や飢饉に際しての救済活動や、自費で橋の架け替えを行うなどの功績により名字帯刀を許され、本庄宿の宿役人も勤めた。また、戸谷家では当主が半兵衛を名乗り、隠居後は三右衛門を名乗るのが慣例であった。

2 語句解説

- ・旦那（だんな）…主人を敬って言う語。史料では、小城藩の藩主、鍋島家の殿様を指す。
- ・要用（ようよう）…差し迫って必要なこと。重大な用事。必要な用事。
- ・返弁（へんべん）…借りていた物を返すこと。返済。弁済。
- ・格別（かくべつ）…とりわけ。特別。
- ・聊（いささか）…ほんのちょっと。程度の少ない。少しも。ちっとも。

3 人物説明

鍋嶋紀伊守…小城藩 9 代藩主鍋島直堯 [なおたか]。

綾部四郎太夫、相原萬兵衛…鍋島家家臣。勘定方役人と思われる。

野口新治左衛門…鍋島家家臣。綾部・相原よりも上級家臣と思われる。

嶋屋吉兵衛…戸谷光寿の甥の半次郎のこと。江戸神田御門外三河町 1 丁目に出店を設け、嶋屋吉兵衛を名乗る。

4 古文書の内容要約

史料「借用申金子之事」（戸谷家文書 No. 1647）

- ・金 500 両、ただし無利息である。これは、藩主が急な入用のため借用するものである。
 - ・返済については、来年の寅年（天保 13 年）4 月限りで間違いなく返済する。これは、特別な理由で借用をしたものなので、返済は少しの間違ひもないようにする。後日のため証文はこの通りである。
 - ・天保 12 年 12 月に、鍋島家家臣の綾部四郎太夫・相原萬兵衛が嶋屋吉兵衛に宛てたもの。鍋島家家臣の野口新治左衛門がこの内容で間違いがないと奥印をしている。
- ※奥印とは、書類に記載された事実が正しいことを証明するために奥書に印をおすこと。また、その印。奥判とも。